

○池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年12月28日規則第41号

注 昭和59年10月1日規則第20号より条文注記入る。

**改正**

昭和59年10月1日規則第20号

昭和63年7月1日規則第18号

平成2年10月1日規則第34号

平成6年10月1日規則第24号

平成7年7月1日規則第16号

平成9年7月1日規則第29号

平成10年10月29日規則第48号

平成11年3月26日規則第13号

平成11年7月1日規則第40号

平成13年1月4日規則第1号

平成13年3月27日規則第7号

平成16年10月29日規則第51号

平成18年3月31日規則第30号

平成18年9月29日規則第45号

平成24年6月29日規則第32号

平成27年12月21日規則第47号

平成28年3月30日規則第27号

平成30年3月30日規則第12号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を

定めるものとする。

(社会保険各法)

**第2条** 条例第2条第1項の社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）

は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(判定機関)

**第3条** 条例第2条第1項第2号の判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医

(所得の額)

**第4条** 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定める所得の額は、同条第1項に規定する対象者（以下「対象者」という。）の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）及び同項第34号に規定する扶養親族（以下これらを「扶養親族等」という。）がないときは462万1,000円とし、扶養親族等があるときは462万1,000円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が同一生計配偶者のうち年齢70歳以上のもの又は同法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者のうち年齢70歳以上のもの又は当該老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定

扶養親族等（同項第34号の3に規定する特定扶養親族又は第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償等による補填された金額を除く。）がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月の初日から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項及び条例第2条第2項第4号の規定は適用しない。

（所得の範囲及び所得の額の計算方法）

**第5条** 条例第2条第3項に規定する規則で定める所得の範囲は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条の規定を、同項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は同令第6条の2の規定を準用する。この場合において、当該所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額（以下「損失の金額」という。）の合計額が同号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額（その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る重度障がい者医療費（以下「医療費」という。）については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に生じた損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、当該合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定により計算した所得の額から控除するものとする。

- (1) 所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号の規定による控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき 当該金額の合計額
- (2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がないとき 地方税法第314条の2第1項第1号イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イからハマまでに定める額
- 2 所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条第1項第3号及び第4号に該当する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定により計算した所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定により計算した所得の額から控除するものとする。
- (1) 前条の規定により計算した所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち条例第2条第1項第3号及び第4号に該当する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がないとき 前条の規定により計算した所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額

(一部自己負担額)

**第6条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める一部自己負担額は、条例第7条に規定する医療機関（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条第1項の自己負担費用を超えることができない。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。

5 前項の助成を受けようとする者は、一部自己負担額償還申請書兼口座登録依頼書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

(医療証の申請)

**第7条** 条例第5条の規定による申請は、重度障がい者医療証交付（更新）申請書（様式第2号。以下「交付（更新）申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律

の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定疾病に係る療養費の助成に関する制度を受けている者は、特定疾病療養受療証

(3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証

(4) 対象者の前年の所得（1月から6月までの医療費の助成に係る申請については、前々年の所得）について市町村の長が証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(医療証の交付)

**第8条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証（様式第3号）を、受給に係る資格を有しないと認めるときは重度障がい者医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号。以下「却下通知書」という。）をそれぞれ前条の規定に基づく申請をした者に交付する。

(医療証の有効期限等)

**第9条** 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。

2 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期限が満了したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(添付書類の省略等)

**第10条** 市長は、この規則の規定に基づく申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定に基づく申請書又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させること

ができる。この場合において、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(医療証の更新申請等)

**第11条** 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は毎年市長が別に定める期日までに交付（更新）申請書に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、更新申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは却下通知書をそれぞれ対象者に交付する。

3 受給者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

4 第2項の規定は、第1項に規定する申請がない場合における受給に係る資格の有無の確認後の処理について準用する。この場合において、第2項中「却下通知書」とあるのは、「重度障がい者医療費助成制度資格喪失通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

(医療証の再交付)

**第12条** 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障がい者医療証再交付申請書（様式第6号）により速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

2 前項の場合において、その申請が医療証を破り、又は汚損した場合における申請であるときは、同項に規定する申請書に、当該医療証を添えなければならない。

3 受給者は、第1項の規定により医療証の再交付を受けた後において当該紛失した医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

**第13条** 条例第7条ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大阪府内の医療機関内において医療費に係る医療証を提示しなかったとき。
- (2) 受給者が、条例第7条に規定する医療機関（大阪府に住所を有するものに限る。）以外で医療を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 条例第7条ただし書の規定により医療費の助成を受けようとする者は、医療費支給申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

3 前項の申請書には、条例第3条に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(届出事項)

**第14条** 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象者の住所、氏名
- (2) 加入医療保険
- (3) 身体障がいの程度又は種別
- (4) 知的障がいの程度
- (5) 資格喪失に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項



- 2 前項各号に掲げる事項に変更があったときは、重度障がい者医療受給資格変更（喪失）届（様式第8号）に医療証等を添えて14日以内に市長に届け出なければならない。

（損害賠償を受け得る場合の届出）

**第15条** 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けることができる場合は、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条に規定する児童相談所、精神薄弱者更生相談所その他の機関又は精神科の専門の医師において次の各号の一の受給資格の認定を受けている者について、その者から昭和49年3月31日までに条例第5条の規定による申請があつた場合には、その者の精神薄弱の程度についての判定は、当該児童相談所又は精神薄弱者更生相談所においてなされたものとみなす。

（1） 特別児童扶養手当法（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当

（2） 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害福祉年金

（3） 大阪府が実施する大阪府重度障害者（児）給付金支給制度に基づく大阪府重度障害者（児）給付金

- 3 前項による判定の有効期間は、別に定める。

**附 則**（昭和59年10月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和63年7月1日規則第18号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

**附 則**（平成 2 年 10 月 1 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 6 年 10 月 1 日規則第 24 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 7 年 7 月 1 日規則第 16 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の池田市身体障害者及び精神薄弱者医療費の助成に関する条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の池田市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則及び第 3 条の規定による改正後の池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 9 年 7 月 1 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 10 年 10 月 29 日規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 11 年 3 月 26 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の池田市身体障害者及び精神薄弱者医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書、依頼書、変更届又は喪失届は、改正後の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出された申請書、依頼書、変更届又は喪失届とみなす。

**附 則** (平成11年7月1日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書、報告書、申込書、申告書又は許可願は、改正後のそれぞれの規則の様式により提出された申請書、報告書、申込書、申告書又は許可願とみなす。

3 改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

**附 則** (平成13年1月4日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年3月27日規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行し、第1条中第1条の4の次に次の1条を加える規定は平成13年1月1日から適用する。

**附 則** (平成16年10月29日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年 3 月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の池田市身体障害児及び知的障害者医療費等の助成に関する条例施行規則の規定、第 2 条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定及び第 3 条の規定による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年 9 月29日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費等の助成に関する条例施行規則、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年 6 月29日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

**附 則**（平成27年12月21日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

**附 則**（平成28年3月30日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月30日規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

- 2 池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年池田市規則第47号。以下「旧老人医療費助成規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第2項による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による医療証の交付を受けている者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「重度障がい者医療費助成規則」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に旧老人医療費助成条例の規定による医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）であって、平成30年11月1日現在において池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）第2条の規定による対象者とならないものに係る施行日から平成33年3月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定をそれぞれ重度障がい者医療費助成規

則の相当規定に読み替えて適用するものとする。

- 5 この規則の施行の際現に旧老人医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）が、施行日から平成33年3月31日までの間に受けた精神病床への入院に係る医療費の助成については、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、旧老人医療費助成規則の規定による医療費の助成については、重度障がい者医療費助成規則の相当規定に読み替えて適用するものとする。
- 6 重度障がい者医療費助成規則、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新ひとり親医療費助成規則」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新児童医療費助成規則」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成規則、新ひとり親家庭医療費助成規則及び新児童医療費助成規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。

（準備行為）

- 10 重度障がい者医療費助成規則の規定、新ひとり親家庭医療費助成規則の規定及び新児童医療費助成規則の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定

の例により行うことができる。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条、第 11 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条、第 11 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条、第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 12 条関係)

様式第 7 号 (第 13 条関係)

様式第 8 号 (第 14 条関係)